資料４－２

消防法施行規則抜粋（昭和三十六年四月一日自治省令第六号）

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条　屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号　イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～五　略

六　配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イ　専用とすること。ただし、屋内消火栓設備の起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる等当該屋内消火栓設備の性能に支障を生じない場合においては、この限りでない。

ロ　加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。

ハ　ポンプを用いる加圧送水装置の吸水管は、次の（イ）から（ハ）までに定めるところによること。

（イ）　吸水管は、ポンプごとに専用とすること。

（ロ）　吸水管には、ろ過装置（フート弁に附属するものを含む。）を設けるとともに、水源の水位がポンプより低い位置にあるものにあつてはフート弁を、その他のものにあつては止水弁を設けること。

（ハ）　フート弁は、容易に点検を行うことができるものであること。

ニ　配管には、次の（イ）又は（ロ）に掲げるものを使用すること。

（イ）　日本工業規格Ｇ三四四二、Ｇ三四四八、Ｇ三四五二、Ｇ三四五四若しくはＧ三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

（ロ）　気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合する合成樹脂製の管

ホ　管継手は、次の（イ）又は（ロ）に定めるところによること。

（イ）　金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

種類		日本工業規格
フランジ継手	ねじ込み式継手	Ｂ二二二〇又はＢ二二三九
	溶接式継手	Ｂ二二二〇
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	Ｂ二三〇一、Ｂ二三〇二又はＢ二三〇八のうち材料にＧ三二一四（ＳＵＳ　Ｆ三〇四又はＳＵＳ　Ｆ　三一六に限る。）又はＧ五一二一（ＳＣＳ一三又はＳＣＳ一四に限る。）を用いるもの
	溶接式鋼管用継手	Ｂ二三〇九、Ｂ二三一一、Ｂ二三一二又はＢ二三一三（Ｇ三四六八を材料とするものを除く。）

（ロ）　合成樹脂製の管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ、気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

ヘ　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで五十ミリメートル以上のものとすること。

ト　バルブ類は、次の（イ）から（ハ）までに定めるところによること。

（イ）　材質は、日本工業規格Ｇ五一〇一、Ｇ五五〇一、Ｇ五五〇二、Ｇ五七〇五（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、Ｈ五一二〇若しくはＨ五一二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

（ロ）　開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格Ｂ二〇一一、Ｂ二〇三一若しくはＢ二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

（ハ）　開閉弁又は止水弁にあつてはその開閉方向を、逆止弁にあつてはその流れ方向を表示したものであること。

チ　配管の管径は、水力計算により算出された配管の呼び径とすること。

リ　配管の耐圧力は、当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の一・五倍以上の水圧を加えた場合において当該水圧に耐えるものであること。

七　略

２　令第十一条第三項第二号　イに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前項（第六号ヘ、第七号イ(イ)、ロ(イ)、ハ(イ)及び(ロ)並びにヘを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一～二　略

三　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで三十二ミリメートル以上のものとすること。

四～七　略

（スプリンクラー設備に関する基準の細目）

第十四条　　スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～九　略

十　配管は、第十二条第一項第六号（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、ニからトまでを除く。）の規定に準じて設けるほか、次に定めるところによること。

イ　乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管のうち金属製のものには亜鉛メッキ等による防食措置を施すこと。

ロ　乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側配管には、当該配管内の水を有効に排出できる措置を施すこと。

ハ　特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用すること。

十一～十三　略

２　略

（水噴霧消火設備に関する基準）

第十六条　　略

２　略

３　第一項の水噴霧消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～二　略

二の二　配管は、第十二条第一項第六号の規定に準じて設けるほか、一斉開放弁の二次側のうち金属製のものには亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

三～七　略

（泡消火設備に関する基準）

第十八条　　略

２～３略

４　泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～七　略

八　配管は、第十二条第一項第六号の規定に準じて設けるほか、一斉開放弁の第二次側のうち金属製のものは亜鉛メッキ等による防食措置を施すこと。

九～十六　略

（屋外消火栓設備に関する基準の細目）

第二十二条　　屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～七　略

八　配管は、第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。
九～十二　略